

安明福さんの請願への返答

国外強制動員犠牲者等支援委員会 (2010.09.01)

資料の翻訳者：梁千賀子

- 강제동원의 진실을 밝히는 창이 되겠습니다 -



대일항쟁기강제동원피해조사및국외강제동원희생자등지원위원회

수신자 안명복 귀하(서울시 강서구)

(경유)

제목 민원서 회신

—強制動員の眞実を明らかにする窓になります—

対日抗争期 強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援委員会

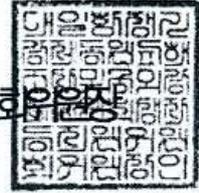
受信者 安明福 貴下 (ソウル市 江西区)

(經由)

題目 民願書 回信

1. あなたが 本委員会に提出された 民願 (民願—1018/2010.09.20) と 関連します。
2. あなたの 民願の内容を検討した結果 サハリン二重徴用 被害者の慰労金などの支給と関連した民願であると判断されます。
3. 本委員会は、対日抗争期 強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法(以「支援法」という) 第二条により慰労金などの支給対象を決めており、支援法第二条第三項ハ号によりサハリン強制動員被害者の場合は1938年 4月1日から1990年 9月30日 までの期間中 または国内に帰ってくる途中で死亡したり、行方不明になった人を国外強制動員犠牲者として定義し、死亡者・行方不明者慰労金を支給しているが
4. 上記の死亡者・行方不明者慰労金の場合 被害者がサハリンに抑留された場合にだけ該当するものとして あなたが問い合わせされたサハリン二重強制徴用被害者の場合 サハリンから出て国内に帰還した場合として 支援法 第二条 第三項 ウ号に該当せず 支援法上、国外強制動員犠牲者として定義されないことをお知らせします。
5. ただ、労務被害者の場合、今年3月末 日本政府から労務者供託金 複本(写し) 17万 5千名分を引き継ぎ、現在 調査・電算化している途中であり、この作業が完了する11月末以降 未収金 被害事実が確認できる場合、未収金 支援金 支給申請が可能であることをお知らせします。 以上

대일항쟁기 강제동원피해조사및무외강제동원희생자등지원위원회 운영장



조사관 이성원

지급팀장 위훈장

운영지원과장 09/29
가영석

협조자 기획총괄과장 이명식

시행 운영지원과-1807 (2010.09.29.) 접수

우 110-700 서울시 종로구 신문로1가 116 세안빌딩8층 / www.gangje.go.kr

전화 02)2100-8413 /전송 02)2100-8410 / 이메일 songhi@gangje.go.kr / 공개

対日抗争期 強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援委員会 委員長 各印

9/29

調査官 이성원

支給チーム長

위훈장

運營支援課長

좌○○

協力者 企画総括課長 이명식

施行 運營支援課-1807 (2010.09.29) 受付

〒 110-700 ソウル市鐘路区 シヌン路1街 116 セアンビルディング8階 /www.gangje.go.kr

電話 02)2100-8413 / 転送 02)2100-8410 / Eメール songhi@gangje.go.kr /公開

参考

日 강제동원 피해조사위 법안
미비로 폐지 위기

[日本 強制動員被害調査委法案
不備で廃止の危機](#)

2013.05.06 聯合ニュースより



<http://www.yonhapnews.co.kr/politics/2013/05/05/0503000000AKR20130505061800004.HTML>

安明福さんの韓国政府への嘆願書 (2012.05.20)

資料の翻訳者：李月順

1939年—1945年 太平洋戦争当時、日本の植民地であった朝鮮半島南半部の各地域からサハリン（当時の樺太）にある数々の炭鉱に朝鮮人たちが強制連行され、労働力を搾取されてきたことは万人の知るところである。ところが、その朝鮮人炭鉱夫の中に、1944年9月に再度強制的に二重徴用され、日本内地の大工業地である“茨城県”“九州”の各炭鉱へ配置され、重労働に従事させられた朝鮮人がいた。



↑丹野清志『炭鉱住宅 常磐炭田小野田炭礦』

グラフィカ編集室 1963 より

この状況を詳しく説明すれば、樺太内の炭鉱から生産された石炭のうち鉄道が敷設されていた地域の石炭はサハリン内で使用され、鉄道を敷設することができない西海岸“エストロ（恵須取）”地域（豊畑、塔路等々）から採掘された石炭は、船舶便で日本本土に送り、軍事物質を作るのに使用した。しかし、戦争が最後の段階に追い込まれると、アメリカの爆撃で船舶での運送が不可能になり、この地域にいた朝鮮人炭鉱夫を日本本土に連れて行った。当時豊畑炭鉱だけでも142名中、42名の炭鉱夫たちは、寒くて見知らぬこのサハリンの地に妻と子どもたちを置いて行かざるを得なかったのである。ところが、日本人たちは、それだけでなく太平洋戦争の後方戦士として特別におだてたのである。そのために、残された家族たちは、嬉しい気持ちで涙ひとつ見せることなく、夫と父親を見送らざるを得なかったのである。

しかし、家族をなくし孤児のように捨てられた彼らを世話する人はだれもいなかった。それゆえ、残された家族たちは、言葉にできないほどの苦痛の中で、今日まで涙の日々を生きてこざるを得なかった。その後1945年太平洋戦争が終結すると日本政府は、サハリン内にいる40万名の日本人を急いで日本に帰国させたが、特別に后方戦士として連れて行った二重徴用者たちをサハリンで待っている家族の元に送り帰さなかったのである。消息さえもわからないまま、彼らの家族は今日まで孤独で哀れな母親を世話して、小さな兄弟たちと共に飢えと貧困の中、困難な人生を送ってきた。

この妻たちは、いつまでも夫の消息を知ることができないまま、皆亡くなり、子どもたちは父親の消息を知ることができないまま、すでに70の坂を超えた白髪の老人になり、苦勞をこらえることができず、

気の毒にも世の中を見捨てた人も少なくない。当時 10—14 歳の少年であった子どもたちも人生の終わりに近づき、余生があまり残っていない。しかし、私たちは、父親を裏切って、生きてきた息子ではない。のみならず、私たち二重徴用の子どもたちは、もうこれ以上つらい記憶を私たちの子どもに譲り渡そうと思っていない。

それゆえ、私たちは、この二重徴用に関する真実を白日の元に公開し、この問題に対する日本政府の確実な対策を受けることができるまで、継続して闘うことを厳粛に表明するものである。あわせて、二重徴用された炭鉱夫たちの子孫は、日本政府と当時関連していた企業体に対して、次のような私たちの質問に明確に回答をすることを強固に要求するものである。

1、日本政府は、後方戦士として引っ張っていった私たちの父親を、1945 年 8 月 15 日太平洋戦争終結以降、65 年が過ぎ去ってなお、サハリンの地で待ち焦がれ待っていた家族のもとに、なぜ戻さなかったのか。そうでなければ、家族たちを私たちの父親がいる場所になぜ、連れてこなかったのか。

2、戦後 65 年になろうとしている今日まで無消息であった私たちの夫、父親に対する消息や彼らの生死の安否を、なぜ、いまだに確認することができないのか。

3、哀れな私たちの父親である二重強制徴用炭鉱夫が、永遠に妻子を失ってしまった対価はどこで探さなければならないのか、また、若い時から死ぬまで、あるいは年老いた現在まで、閉ざされた人生を生きてきた私たちの母親に対する補償は、どこかで受け取らなければならない、貴重な子どもの時期と青春を犠牲にしてきた子どもたちの人生に対する対価はどこで取り戻さなければならないのか。

4、二重徴用炭鉱夫の妻子たちの中で、特に 1945 年—1949 年に食糧問題が緊迫した生活において、飢饉と病気で永遠にこの世を終えた少なくない母親たちと兄弟たちに対する補償は、誰が責任をとるのか。

5、二重徴用炭鉱夫たちの子どもは父親を日本政府に奪い取られたために、家族の生計を維持するために小さい体で労働現場に従事してきた。それゆえ、学校教育を受けることができず、小学校程度の知識だけしか持っていない非識字者となっている。この空白を誰が埋めてくれるのか。

6、全徴用期間、すなわち 1939 年—1945 年間の未払い賃金、愛国貯金、戦時国債をどれだけ納めたか、日本政府は計算してみせたことがあるか。この清算額は、誰が清算してくれるのか。

7、夫もおらず、多くの子どもたちを育て、生きるために耐えがたい生活の中で苦しんできた女性たちは、あたかも動物が子どもを捨てるように涙を流し、自分の子どもたちを他人に分け与えてしまった。この対価は、誰が、また、どのような補償で受け取ることができると言えるのか。

以上指摘した物質的、精神的被害に対し、日本政府はどのような方法でも補償しなければならないものである。私たち遺家族は、45 年ぶりにロシア政策が変わり、行方不明者であった父親の消息を知ることができた。私たちの父親は、サハリンの家族を待ち焦がれていたが、あまりにも多くの年月が過ぎ、妻子と会うこともできず、哀れに亡くなった。誰の過ちなのか。

このような、悲劇的な人生の道を歩かせてきた張本人が日本政府であることを私たちは知っているがゆえに、現在、日本人たちがどんなにこの悲惨な歴史を過去の歴史の中で隠してしまおうとしても言論はこれを許しはしないだろう。

以上指摘したように、二重強制徴用遺家族たちは、今日まで幼い時から父親のいない、言葉に言い表せない苦痛の中で、生きなければならなかった。この社会で死ぬこともできず生きてきた。

現在、大韓民国支援法“対日抗争期強制動員被害者及び犠牲者支援に関する法律”は、父親たちが国内に生還後、死亡したり、サハリン二重強制徴用被害者の場合、サハリンを抜け出し、国内で帰国した場合であると、支援法第2条第3項ハ号に該当されず、支援法上、国外強制動員犠牲者として定義されないのである。父親たちはサハリンから抜け出した人間ではない。どうして父親たちがサハリンから抜け出したとすることができる、と言えるのか。1945年8月15日太平洋戦争後、サハリンはソ連の地になり、国境が断絶され、当時日本にいた父親たちは、サハリンの家族がいる場所へ帰ることもできず、どうすることもできず、日本の地で稼いだお金一文も受けとることなく追い出され、韓国の故郷へ一人で帰らざるをえなかったのである。今日になって父親たちが、行方不明者としてではなく、日帝強制動員被害者、死亡者ではないとしたら、いったい父親たちは誰であったと言えるのか。

私たちは一生涯、日本人に恋い慕った父親たちを奪われ、父親たちは一生涯、恋い慕った自分の子どもを日本人に奪われてきたと言える。

大韓民国政府が支援する慰労金までも受け取ることができず、あまりにも無念な気持ちだけなのである。恋い慕った故国、大韓民国国民の代表である委員が、無念な事情を持った私たち二重強制徴用被害者の問題を、私たち遺家族が死ぬ前に一日でも早く解決してくれることを切に待ち、訴えるものである。

2012年5月20日

サハリン永住帰国者の内、二重強制徴用遺家族一同
(アンミョンボク、イムテハン、シンミョンナム、パクヨンホ、イムハンスク)

住所：キョンキド アンサンシ・以下省略・・・ (印)

アンミョンボク (031 電話番号省略)



2012년 5월 20일

사할린 영주귀국자 중 이중강제징용 유가족 일동으로부터
(안명복, 임태환, 신명남, 박영호, 임한숙)

주소 : 경기도 안산시

안명복(031-

安明福さんの韓国(対日抗争調査支援委員会)への嘆願書

(2013.04.01)

資料の OCR : 藤川正夫 / 機械翻訳の校正 : 小西和治

존경하는 대일항쟁 조사지원 위원회 위원장님 귀하

尊敬する対日抗争調査支援委員会委員長御中

현재 대한민국 지원법 「대일항쟁기 강제 동원 피해조사 및 희생자 지원 에 관한 법률」은 우리 아버지들은 국내 생환 후 사망하였으며, 사할린 이 중강제 진용 피해자의 경우 사할린을 벗어나 국내로 귀국한 경우로서 지원법 제 2 조 제 3 항 다호에 해당되지 않아 지원법 상 국외 강제 동원 희생 자로 정의되지 않았음을 진정으로 알려드립니다. 어떻게 되어 우리 아버지들이 사할린에서 벗어나왔다고 말 할 수 있단 말입니까? 사할린을 벗어 나온 사람들은 따로 있었다는 것을 알려드립니다. 당시 사할린 “도요하다” 탄광에서 100 여명 가량은 젊은 청년(18 세~20 세)자들과 단신된 우리 아버지 또래 중년 가장 42 명은 1943 년에 강제 진용으로 끌려와서 종사 후 1944 년 9 월에 또다시 일본 이바라기현에 이중 강제장용 당해 탄광에서 종 사하였습니다.

現在、大韓民国の支援法「対日抗争期強制動員被害調査及び犠牲者支援に関する法律」においては、私たちの父が韓国に生還し、国内で死亡したことから、サハリンの二重強制徴用被害者とは異なる、韓国に帰国したケースであると判断し、支援法第 2 条第 3 項のハ号に該当しないため、国外強制動員犠牲者として認められないと言われました。どうして私たちの父はサハリンから帰ってきたと言えるのでしょうか。サハリンから帰ってきたと言える人々は別のケースです。1943 年にサハリン豊畑・川上炭鉱に強制徴用されていた 100 余名にのぼる若い青年(18 歳~20 歳)のうち、単身者たちと私の父のような中年の家長 42 名は 1943 年に強制徴用で連行されてきて、1944 年 9 月に再び日本の茨城県に強制徴用され、炭鉱で従事しました。

1945 년 8 월 15 일에 태평양전쟁이 끝난 후 142 명 전원이 한국으로 귀국하 였으나 가족 이 사할린에 남아있는 42 명의 중년 가장들은 태평양전쟁 후 사할린은 소련 땅이 되어 국교가 단절됨으로써 가족이 있는 사할린으로 돌아오지 못하고 어찌 할 수 없이 일본 땅에서 번 돈 한 받지 못하고 가 나서 한국 고향으로 단신으로 돌아와 살다가 사할린 가족 소식도 모른 채 모두가 다 불쌍하 이 세상을 떠나셨습니다. 오늘에 와서 우리 아버지 들은 행방불명자도 아니고 일제 강제동원 피해자 · 사망자도 아니라 하

니 도대체 우리 아버지들은 누구셨단 말입니까?

1945 年 8 月 15 日に太平洋戦争が終わった後、日本の茨城県にいた単身者の 142 人全員は韓国に帰国しましたが、家族がサハリンに残っている 42 人の中年の家長は、太平洋戦争後、サハリンがソ連領になって日本との国交が断絶されたため、家族がいるサハリンに帰って来ることができませんでした。日本で働いたものの、一度も給料を手に握ることができず、やむを得ない政治状況下で仮出国をし、一人の身で韓国の故郷に帰ってきました。そして、ずっとサハリンの家族の安否を知らないまま、皆可哀想な人生を閉じました。今になって、私たちの父は行方不明者でもなく、日本帝国主義下の強制動員被害者・死亡者でもないと言いますが、家族と別れて寂しくこの世を去った我々の父のような存在は一体どのように説明できるのでしょうか。

우리들은 한평생 일본놈 들에게 그리운 아버지를 빼앗기고 우리 아버지들은 은 평생 그리운 처자 식을 일본놈들에게 빼앗기고 말았습니다. 대한민국 정부가 지원하는 위로 금까지 받지 못한다. 하니 너무나 원통한 마음 뿐입니다. 억울한 사연을 가 신 우리 이중강제 신용 피해자의 문제를 몇명 남지 않은 우리 유가족이죽기 전에 하루 빨리 해결해 주실 것을 간절히 기다리며 호소합니다

私たちは日本の植民地支配によってなつかしきお父さんを一生奪われ、我たちの父はなつかしき妻子を一生奪われてしまいました。大韓民国政府が支援する慰労金からですら除外されることになると、悲痛な限りです。すでに高齢のため数人しか残っていない私たち遺族ですが、息を引き取る前に一日も早く私たち二重強制徴用被害者の問題を解決してくださることを切に待ちながら訴えます。

사할린 영주귀국자 중 이중강제징용 유가족 일동(안명복, 임태환, 천명남, 임한숙)

경기도 안산시

2013년 4월 1일.

안명복 

サハリン永住帰国者のうち、二重強制徴用遺族一同

(안 미ョン 보크, 임 테 ファン, 초쥔 미ョン 남, 임 한 스크)

京畿道安山市

안 미ョン 보크 

2013年4月1日



サハリン韓人二重徴用鉱夫被害者追慕碑

日本帝国主義者たちは第二次世界大戦当時 たくさんの朝鮮農民を本人と家族の同意なく徴用しここサハリン炭鉱で強制労役をさせました。戦争末期に日本列島位に石炭を運び出すことができなくなるとこんどは 再び九州など本土の鉱山に分担して強制労役させることにした。この二重徴用鉱夫たちは地獄のような労役場働かされまた逃亡しようとして射殺されたり、海におぼれて死んだりした者もある。生き残った者が土の上に石ころ一つを目印として置いたが、今も探すことができない墓が日本列島にたくさんある。日本人たちは今も反人類的蛮行を反省せず 被徴用者のはっきりした名簿や数字さえ明らかになっておらず、被徴用者の子孫は悔しい思いで死んでいった先祖たちの怨恨をなだめ、このような事が二度とおきない事を願い平和への祈りを集めてここに碑をたてる。

(梁千賀子 意識)

安明福さんの韓国政府への再嘆願書 (2014.02.20)

資料の翻訳者：宋連玉

1939年～1945年 太平洋戦争中に当時日本の植民地だった朝鮮半島各地域からサハリン（当時、樺太）にある諸炭鉱に朝鮮人が強制連行され労働力として搾取されたことは万人が知っている事実です。ところが朝鮮人炭鉱夫の中から1944年9月にふたたび強制二重徴用され、日本の大鉱業地帯である茨城県山一、関本の各炭鉱に配置され、重労働に従事した人々がいます。西海岸のエストロ地域、豊畑炭鉱から採炭される石炭を船舶線で日本本土に運び、軍事物資を作るのに使いました。しかし戦争末期になると米国の爆撃で船舶運送が不可能になるや、我々が住んでいた豊畑炭鉱から100人ほどの独身男性（18歳～20歳）と父の同年輩の者42人、見知らぬ極寒のサハリンへ妻と幼い子供を残して行くしかありませんでした。

しかし日本は彼らこそが日本の後方戦士だと格別に褒め称えました。それゆえに残された家族は涙も見せず、喜び勇む気持ちで夫や父親を送り出すしかありませんでした。しかし家長を失い、孤児のようになった我々の面倒を見る者はいませんでした。よって残された家族は筆舌に尽くしがたい辛苦の中で父不在のまま今日まで日常生活を生きるしかありませんでした。その後太平洋戦争が終わるや、日本政府はサハリン内に住む日本人40万人(原文ママ)を迅速に日本に帰国させたが、特別後方戦士だと言って連行した父のような人々は家族の待つところに帰されませんでした。太平洋戦争後、サハリンはソ連領土となり、国交が断絶し、父親の消息は不明のまま闇の中で過ごしました。民族解放を迎えたものの、わが家族はふたたび自由のない共産主義の国で生活を強要されたのは、国を失った民族の悲惨な生活現実でした。1990年、45年ぶりにソ連の政策が変わり、大韓民国と国交が結ばれ、行方不明だったといふ父親の消息を知ることができました。父は終戦を日本の炭鉱で迎え、サハリンの家族が日本にやってくることを待ったが、1948年にどうすることもできず、日本で稼いだ賃金も一銭ももらえないまま追い出され、韓国の故郷に単身で帰り、生きてきましたが、1984年3月にサハリンの家族を待ちながらも、あまりにも長い歳月が流れ、妻子に会えない悲痛の中に病没されたそうです。当時子供だった私もいまや90歳の老人になり、余命いくばくもありません。

私は、私が死んだら、生前一緒に暮らせなかった父とともに父の故郷の吉墓に永眠したいと願い、2001年多くの子供、孫たちをロシアの地に残し、ふたたび離散家族になって、大韓民国に永住帰国し、政府の懐に抱かれ、安住しております。

今になって大韓民国は、私の父のような人々が日帝の強制動員被害者、死亡者でもなく、行方不明者、被害者でもないと言います。父はいったい誰だったのでしょうか？「対日抗争期強制動員被害者及び犠牲者支援に関する法律」は私の父が国内で生活した後に死亡したと言ひ、支援法には該当しないと言います。

サハリンを抜け出られた人々は別にいたということ述べてさせていただきます。前述したように豊畑炭鉱から100余人の若い単身者たちはサハリンを脱出し、故郷の地韓国に帰り、幸せに暮らしてきました。どうして彼らと比較することができましようか。



我々は生涯、いとしい父親を日本の奴らに奪われ、父は生涯、いとしい妻子を日本の奴らに奪われてしまいました。大韓民国政府が支援する慰労金すら受けられないと言うのなら、恨めしい限りです。悔しい事由を持つ我々二重徴用被害者の問題を、すでに生存者が少なくなっている状況にあって、確認されている遺族が存命中に一日も早く解決して下さることを懇願いたします。

サハリン永住帰国者中 二重強制徴用遺族一同

：アン ミョン ボク、 チョン ミョン ナム、 イム ハン スク、 イム テ ファン

住 所： 京畿道 安山市

連絡所： 031 アン ミョン ボク 

2014. 2. 20

우리들은 한평생 일본 농들에게 그리운 아버지를 빼앗기고 우리 아버지들은 온 평생 그리운 처자식을 일본 농들에게 빼앗기고 말았습니다. 대한민국 정부가 지원하는 위로금까지 받지 못한다하니 너무나 원통한 마음뿐입니다. 억울한 사연을 가진 우리 이중 징용피해자의 문제를 몇 명 남지 않은 정황에 확인된 유가족이 죽기 전에 하루 빨리 해결해 주실 것을 간절히 기다리겠습니다.

사할린 영주귀국자 중 이중강제징용 유가족 일동

： 안명복, 천명남, 임한숙, 임태환

주 소： 경기도 안산시

연락처： 031- 안명복



2014. 2. 20.